



第10号
昭和63年 2 月

古田武彦と古代史を研究する会

☎03-542-7456

〒104 東京都中央区銀座7-18-13 銀座スカイハイツ710号 ACT内

まぼろしの聖徳太子

——法華義疏をめぐる——

昨年十一月二十九日(日)に、神田の通運会館において、定例の古田武彦氏の講演会が開かれました。肌寒い中、一三〇名以上の参加で会場が満席となり、盛会でした。

まず、表題のテーマにて、法華義疏は聖徳太子の自撰自筆本であるとの従来の通説に対して、多数の疑問点が提示され、聖徳太子の著作とは考えられないことが明らかにされました。そして、法華義疏の実物調査の様子をスライドをまじえて刻明に紹介された古田氏は、メイン・テーマに一段落がつくと、最近訪れた、ソ連ウラジオストク、中国河姆渡遺跡の報告をされ、大陸各地と日本との古代文化の交流について、今後の研究の展望に触れて講演を結びました。まさに、息をもつかせぬ三時間半でした。

法華義疏(以下、本書)を聖徳太子の著作とする説への疑問は、第一に、本書が北朝の注疏群を無視して南朝の注疏(主として、梁の法雲法師「法華義記」)によって記述されている点です。聖徳太子と一心同体の師慧慈は高麗の僧ですが、高麗の仏教は「北朝主、南朝従」であり、聖徳太子の著述としては不適切です。さらに、本書に引用している中国の注疏は、六世紀中葉以前に限られています。法華経の注釈として著名な天台大師知頌(六世紀後半)や嘉祥大師吉藏(七世紀初頭)の注疏も無視されており、聖徳太子(七世紀前半)の著作としては不自然です。

もちろん、日本書紀(七二〇年)には、本書が太子の製作であるという認識はなく、本書を太子撰とするのは八世紀中頃以降の文献です。

また、法華経本文の「王子不親近」の一節に特別の注記がなく、むしろ、「是驕慢縁」として肯定しているのですが、王子である聖徳太子の著述としては不可解です。

以上によって、古田氏は、本書を太子の著作と認めることは不可能であると論断されました。

次に、本書巻頭の二行文(「此は大委国上宮王私集非海彼本」)の史料批判に進まれ、「私」「集」「委」の用例の検討がなされました。

従来、「集(あつむ)」を「著作」の意義に解していました。梁の昭明太子の「文選」自序(六世紀初頭)中の「集(二例)」は、いずれも、他(本人以前)のものを集載する。意であって、本人の執筆を意味しません。また、「私」は、本書中の用例の多くがそうであるように、現代の用法と同じ「一人称」です。さらに、自称様式(上宮王)、重複表現(非海彼本)、文字の位置、書法・書風などいずれの観点からしても、巻頭二行文が、天平時代の僧の追記などではありえず、この文字こそ、「上宮王」自筆の可能性大であることが、論証されました。

テーマの最後に、現存本の調査について、顕微鏡写真のスライド映写をまじえて、幾つかの新しい発見が報告されました。原本調査の貴重な機会に顕微鏡写真を含む詳細な観察を実行された古田氏の熱意が大変印象的でした。(事務局)

東京古田会の皆様

シンガポール 大越邦生

明けましておめでとうございます。私は、シンガポールで元気にくらしております。

皆様がたの活動は毎回送っていたいでおります、東京古田会のニュースで読ませてもらっています。

近々、古田先生の著作を発売しようという計画があるとのこと、その素晴らしい企画に感心させられました。私は田島さんが苦心して起こした古田先生の対談をぜひその本の中に入れていただきたいと思うのですが、無理でしょうか。

ところで、東京古田会のニュースの原稿、私は私なりに苦心して考えていたのですが、次の理由からどうしても構想がまとまりませんでした。

①日本の文化環境の中でなければ、主題の着想がわかない。

②資料は全部持って来たつもりでも書いているうちに調べたいことがたくさん出てきてしまう。

「苦心してきた」という証拠に、書きかけの原稿を同封します。字数を見ていただければ、古田会のニュース用に書いていたということがわかりただけだと思います。

やはり文化環境と主題の着想というものはそうとう関係があるようで、私は当地に生まれて、「文久二年シンガポール風景」という小論を書きました。日本人会の「南十字星」という雑誌に書いたものです(他に「古典期シンガポールの証」という主題にも着手しています)。

「文久二年——」の文章に関心を示さないだろう、という私の予想は、

実は私の苦しみでもある訳です。

「東京古田会ニュース」に私がシンガポール在住者の立場から文章を書くというのは至難の技だからです。「日本古代史への関心を持って結果した集団、それが東京古田会です。関係もないシンガポールだより、などを載せれば、それこそその笑いのたねではないでしょうか。」

ですから、私は来星以来、必死になつて、シンガポールの古代について探索したのです。しかし、私の英語力が弱いので、仕事は遅々として進みませんでした。

最近、私の仕事を手伝ってくれる人が何人か出はじめました。一人は中国人で語学が非常に達者な人。もう一人は学校の先生で、英語を教えている人。二人の方の協力で、急に展望が開けました。

マレーシア(マレー半島の考古学、マレーシアの神話)についての情報がかんどん増え始めたのです。それも本場に最近です。

「シンガポール通信も書けるようになった」と葉書に書いたのはそのためです。中国の文献にもシンガポールが登場するのです。これなら主題にも合うし、読む人も喜んでくれるだろうと思うようになりました。

ニュースや本を送っていたが、長らく音さたなしで大変失礼しました。そうした間も「悪いな、なんとかしなくては」と私があがいていたこと、それを御理解いただきたいと思ひます。

古田先生の近著を送っていただきありがとうございます。当地では決して手に入らない本です。「卑弥呼」の本は読んで感動しました。歴史研究の方法論がよびさまされまし

た。今の私には特に必要な本でした。弁解の手紙になつてしまいました。が、シンガポールの古代についての原稿は必ずまとめてみます。それだけが皆さんの御好意に応える道だと考えています。

出雲国風土記私観

古田説の延長上に——

私は、自分の生国である関係もあつて、時おり出雲国風土記の頁をめくつてみたりしてきた。するとその時、入り口のような所で、薄霧のヴェールを通して中を見るような、一種の不透明感、もどかしい気持ちに捕えられるのが常であつた。それはいつたい出雲国側の人はどんな基本観念に立つて、この風土記を編纂したのであろうかという素朴と言へば素朴な疑問である。

巻末に筆者の署名がある。秋鹿(あいか)郡の人神宅臣金太理。だが個人的な著作物ではないから、編纂に先だつて、あるいはその途中でも、今の言葉で言えば編集会議が行われ

たはずである。金太理老の他に、総責任者の国造出雲臣広嶋たち、時には大和側からの国司も顔を重ねたに違ひない。その席でどんな意志統一がはかられたか。

編纂の基本になつたのは、勿論和銅六年(七一三)に大和朝廷から出された、所謂風土記撰進の詔である。

諸国の物産地勢等、及地名の由来、故老相伝の旧事を書き出せと、そこに言われている。前半の物産など地理学的分野の記述には、あまり悩むことはなからう。問題となるのは、後半の故老相伝の旧事などである。

出雲国風土記が出来上るのは天平五年(七三三)、これより二十余年早く、大和朝廷では古事記が出来(七一三)、追つかけて日本書紀が完成する(七二〇)、その中で大和側は、わが日本国の主権者は永遠の昔から天皇家のみ、と言う強烈なイデオロギ

ー主張を打ち出していること周知の通りである。これに対して出雲側の歴史認識はどうであらうか。私は古田学説に従つて、八世紀に至るまでの古代史は、九州王朝の盛衰興亡、その間における大和分王朝の発生から展開を、主要なプロセスと考へる。出雲側には当然その認識があつたはずである。

国内の伝承にもその事実の投影が残つているはずである。だが大和朝廷の官人である出雲国司としては、そんなものを書かれては困る。日本書紀に違背する史書など、大和に持ち帰るわけには行かない。この間の問題意識が、編纂に際していかに意見調整されたか、私はあれこれと考えながら、今ひとつ読者としての自分の視点を定め兼ねていたのである。

ところが古田武彦氏が「出雲国風土記は大穴持の晩年を限りとして帝紀を語るのを止めた」(「国造制の資料批判」と指摘されたのを読んで、俄かに視界の霧が晴れ始めるのを感じた。気がついてみればまことに単純、何の奇もないことなのであつた。

問題を解く鍵はやはり「国譲り」にあつたのである。古事記・日本書紀でも大穴持命(「大國主命」)は、天照大神に支配権を譲るまでは、国土の最高権力者であつたというストーリーになつてい

る。従つて「国譲り」を前提とする限り、大穴持命を「天の下造らしし大神」と讃へることは、修辞のニュアンスはともかくとして、日本書紀の書く事実と違背することにはならないのである。しかし出雲の主体性はそこまでである。恐らくは、その後数百年を経たであらう年代の間の、出雲と他国との交渉の影は、出雲国風土記に一切見えない。書くに値することがなかつたからではなく、敢て書くのを控えたのであらうと私は思われる。

出雲国風土記全体が、明らかに「国譲り」を意識的なキイポイントとして編纂されている——このことを例証する文を、私は当風土記初頭の「母里郷」の記述に見出す。出雲国風土記は、先ず国の東部に位置し、出雲国庁の所在地でもある、意宇(おう)郡から始まる。その冒頭は、例

の有名な国引きの説話が長文に記述される。引き続き郡内各地域の説明に移るが、その筆頭が伯耆国との境にある母理(もり)郷である。

母理郷、郡家東西三十九里一百九十歩。天の下造らしし大神大穴持命、越の入口を平け賜いて還り坐しし時、長江山に來坐して詔りたまう。「我が造り坐し命す国は、

皇御孫命、平世と知らせと依さし奉る。但し、八雲立つ出雲国は我が静まり坐さむ国、青垣山廻らし

し、我が造り坐し命す国は、皇御孫命、平世と知らせと依さし奉る。但し、八雲立つ出雲国は我が静まり坐さむ国、青垣山廻らし

賜いて、玉珍置き賜いて守らん、と詔りたまう。故文理と言う。

この文章は、一読して何か不審の残る文章ではないか。私ども一般的知識では、大國主命の國譲りは、その晩年のこととされる。古事記ではそのような語り口である。ところが前の文では、越の国への遠征から引き揚げてきた時点で、國譲りが既に決まっていることになっている。出雲側ではどんな形の伝承であったかわからないとしても、およそ、支配権を他に譲ることを前提としての越の國大遠征などは、臣下の將軍の行為であって、「天の下遣らしし大神」のイメージではない。

そこで今、試みに、「内の「國譲り」のフレーズだけを取り除いて全文を読んでみよう。長途の遠征に出かけ、大目的を果して、やっと故郷の山々の見渡せる國境の峠まで引き揚げてきたのである。もう骨の折れる他國遠征など止めて、故郷の山々に取り囲まれて静かに暮したい、と大穴持命は述懐している。ここに玉珍(たま)と言われるのは、越の國で贈られた特産の翡翠(ひすい)の玉かも知れない。「内のフレーズを取り去ることによって、私は全文を素直に読むことが出来るように思う。

明らかに「國譲り」のフレーズは、出雲地方の一般的伝承(と一応考えておく)をもって、此処に挿入したものである。何故そんな無理をしたか。此処が出雲國風土記本文の劈頭(へきとう)であるからである。以下当風土記では陸統として、「天の下遣らしし大神」の事蹟が語られるが、それはあの天照大神に支配権を譲り

渡したあの大神のことですよ、と巻頭に当って念を押して置いたものである。それによって、出雲側はかえって、大穴持命までの個々の神々の事蹟について、大和側に憚ることなく語る自由を確保できることになる。思うに、何故に出雲國風土記ばかりが、あのような高い完成度をもって現代に遺されたか。その秘密もここにある。出雲国には、光榮ある神の國の伝承を、一度は世に語り明かして置きたい願望が強くあったに違いない。風土記の撰進をその好機として、情熱を傾けた。古墳時代以後、出雲の國はしだいに歴史の本流から遠ざかりつつある。その時代について口を閉ざすことは、出雲側にとつて、それほど遺憾とするところではなかったのではなからうか。

更に推論すれば、吉備に、讃岐に、信濃に、毛野に、それぞれ「天の下遣らしし大神」は存在したのであろう。だが、日本書紀に口を塞がれて語れなかった。自らの神々を語れない國土記など、情熱を傾けて作るに値しなかつた。たまたま官僚的な著作があつたにしても、これを後世に伝えようとする熱意も乏しかつた。遺されざる風土記の秘密も此処にあると思うのである。



銘文「王賜」を読む
横浜市 田島芳郎
あいつく新発見に涌く古代史界だ

が、今年に入ってからまたもや超弩級の発見があつた。千葉県市原市の稲荷台古墳群一号墳から出土の鉄剣に「王賜」の文字が刻まれていたのだ。この古墳は五世紀中葉のもの。例の稲荷山古墳より先行する。それだけにここから「王賜」の文字が出てきた衝撃は大きい。

この鉄剣は昭和五十一年(二年頃)出土した全長七十三センチ、幅三・五センチの直剣で、このほど国立歴史民俗博物館がX線鑑定を行った結果、銀象眼の銘文が見つかったもの。銘文は剣身部の下方の表、裏両面にあり、表は切先から五十・七センチのところから「王賜□□敬□」、裏は同じく五十二・九センチのところから「此廷□□□□」とあつた。

問題はやはり「王」だろう。藤間生大氏は「中央の大和に一定期間、兵隊として仕え、その見返りに有力者が贈つたもの」という。また齊藤忠氏は「上総が畿内の政治的支配下にあつた物的証拠になるのは間違いない」という。両氏とも東國の豪族が大和へ行つて貰つたという考え方である。

金井塚良一氏は「当時の関東地方は大和政権の進出期」とする。鈴木仲秋氏は「比較的早く発達した上総では、既に五世紀には國造に当たる地方官が置かれていたのかもしれない」とする。両氏は大和政権の直接支配が東國に及んでいたと考える立場のようである。しかし近畿天皇一元説に立つ人々も、大部分は当惑して沈黙を決め込んでいるようだ。あまりにも早い段階で東國から出現した「王」。井上

秀雄氏は「王」といっても、大した地位ではなく、地方の豪族でも構わない」と逃げた。古田武彦氏のコメントはどうか。「特に興味深いのは銘文の銀象眼。金、銀、それら二つを混ぜたものは副葬品の指輪などの例では明らかにランク付けがあり、被葬者の身分、勢力を知る手がかりになるのではないか。「王」の上に文字がないことは、王と言えばだれか分かるような人物だつたということではないか。関東における五世紀の政治、権力関係を調べる上で大変貴重な資料だ。」

「今の段階では類推だが、千葉で王と呼ばれる人がいたとみるべき。王といえはだれをさすのか刻んだ人にははっきりしているから名は刻まなかつた。大和の王なら大和の王と刻むはずだ。」

この鉄剣を持った人物がいれば銀の被葬者だつたという事は、鉄剣を下賜した王は当然、金に飾られた被葬者であつたはず。関東は日本の古墳の中でも特に金製副葬品の多い地域だ。身近な所に王の候補がいくらでもいるはずなのに、「王」とあればいきなり大和へ飛んでしまふのは確かにおかしい。

一方、直木孝次郎氏は「ヤマトタケルの伝説どおり、相模から東京湾を渡って上総へ、という大和朝廷の政権進出ルートがあつたことの裏づけになる」と語っている。稲荷山鉄剣の大王は雄略すなわち倭王武、今回の鉄剣の王は安康すなわち倭王興というのが直木氏の結論だが、はたしていかなるものか。古田氏の詳細な論考が待たれる。

高志の国・古代史の旅 文京区 藤沢 徹

高志の国は、新潟、富山、石川、福井の四県に跨がる、広大な領域を持つ縄文王国で、出雲、筑紫に対抗して繁栄していた。日本書紀の国産み神話の一書群の中で、必ず書かれている州(シマ・勢力圏)は、佐渡で、弥生の玉づくりを通じ、隠岐の出雲、沖の島の筑紫の神聖な位置づけを高志に対して持っていた。海水位が低かった時代には、佐渡は今のようにならぬ二つの島で、ひよつとすると、天両屋島(アメノフタヤ)だったのかも知れない。

旅の空の下、古田先生のお話を聞くと、想像力をかき立てられ、古代が、いきいきと甦ってくる。

十一月二十一日から連休を利用した二泊三日、新潟から佐渡へと、古田先生のお伴をした。参加者は三十八人の多数だった。

縄文の文化は、火焰土器、石棒や石皿、黒曜石の矢じり、陰陽石などの出土品、遺跡が証言する。高志の国は、まさにその宝庫である。

馬高遺跡出土の見事な火焰土器を、長岡市立博物館で、まず見た。弥彦神社は壮大な社殿を持つが、伊夜比古の名前が語るように、岩が祭祀のヨリシロとなっていた。縄文文明の中心地だったといわれる。

着いたときは、暖かく上天気だったのに、午後三時ごろから一天俄かに掻き曇り、沛然たる雷雨に見舞われて、あたりはすっかり薄暗く、寒くなってしまった。

前方後円墳の北限、菖蒲(アヤメ)塚古墳によじ登ったときは、濡れた

落葉に、滑って転ばないよう、一同は尻っぱり腰だった。

翌日、高速ジェット船で、佐渡へ渡った。快晴でも、波が高かった。この島には、平安時代以降、都から多くの身分の高い流刑者が送り込まれ、ともに芸能も伝わった。今もこの小さい島に宝生流の能舞台が、五十幾つもあるというから驚きだ。



本間家の能舞台を見学したが、つくりや細工の外、説明してくれた老婦人の品の良さにも感銘を覚えた。当主は十八代。新穂村歴史民俗博物館には、弥生時代の管玉づくりが、突然消滅した謎に迫まる。放棄された未完成品の陳列がある。先生は、崇神天皇の四道將軍の一人、大彦命の侵入時とタイミングを合わせ、玉づくりが消えた事実を指摘された。玉が出るかもしれないと、國中(クシナカ)の玉づくり遺跡では、地面を食い入るように探している参加者

もいた。相川といえば、金山。坑道の跡はそっくり大パノラマになっている。我々は、観光客の行かない無宿人の墓も訪ねた。四文字の短い戒名群があれだけあったが、日蓮宗派が、浄土宗の像を破壊した跡があった。十八世紀の話でも、古代史を学ぶ者にはほんの昨日のこと、戦慄を覚えた。

一の宮の度津(ワタツ)神社や、国分寺よりも、延喜式内社でもさびれた熱申彦神社の方が面白かった。祭神は、阿都久志比古だが、アタツクシと読むそうだ。出雲のアタヒナタ系へ、筑紫(ツクシ)勢力圏の及んだ証拠とか。石部(イソベ)君の巨石信仰ともいわれる。勝手に倉庫に入ったり、境内に陰陽石があったと叫ぶ人もいて、賑かだった。

朝間神社絵馬の保存達成

に関する御報告と御礼

おかげさまで年来の宿願、ついに達成することを得、心から御礼申し上げます。

筑紫舞の古事を伝えるとされる西山村光寿齋さんによる「朝間神社(福岡県朝倉町)の絵馬の保存を立願いたしましたところ、たちどころに大勢の方々の御協力を得ることとなり、所志を貫徹できたことを奇跡のように存じます。

今年六月下旬、新幹線個室を利用して原物を京都へ運び、国宝等の修理で著名の便利堂で写真撮影と原物大パネルを完成、これをもとの絵馬堂に奉納いたしました。

原物は恵蘇八幡宮(朝倉町。上原宮司が右の朝間神社の宮司を兼務)の新宝物庫にめでたく収納されました。

だが、原物を無事持ち帰ったさい、西山村さんによって荘厳な筑紫舞の奉納が当絵馬堂で行われたこと、昨日のように鮮烈に思いおこされます。神社側・町役場の方々にも本当にお世話になり、喜んでいただきました。また、京都にて撮影の際、赤外線・エックス線による撮影等も行い作者名(「古賀茂助作」)や絵柄に関する数々の新発見があり、その收穫の多さに驚きました。

所要費用は、便利堂代金(二八四、五〇〇円)の他、交通費等を含めて全額決済することが出来ました。本当に有難く存じます。

右の新発見等につきましては改めて御報告(著述等)できる日ありと存じますが、とりあえず、宿願達成につき、御報告と御礼のみ申し上げさせていただきます。

一九八七、十二月二十日

古田 武彦

古田武彦と古代史を
研究する会 御中

十月二十日以降にご寄付いただいた方は次の方々です。ご協力どうもありがとうございました。

横江川欣也、和田高明、関俊明、小野和美、安彦克己、酒井紀年、田中かほる。(敬称略、到着順)
※春の定期講演会は、五月二十九日(日)に開催の予定です。演題、会場が決り次第ご案内します。

昭和六十三年年度 年会費納入

のお願い(年会費千円)
ここに郵便振替用紙を同封いたしましたので、よろしく。事務局